

野菜農家の皆様へ

平成31年からは、
「収入保険」という新しい選択肢ができます！

《収入保険への加入をお考えの方へお伝えしたいこと》

- 野菜価格安定制度等のうち、
 - ・ **価格下落時の出荷調整を支援する事業**
(野菜需給均衡総合推進対策事業等)
 - ・ **契約取引において不作時の数量確保を支援する事業**
(契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等)**は収入保険と同時に加入することができます。**

* 価格下落を補てんする事業と収入保険はどちらかを選択していただくことになります。

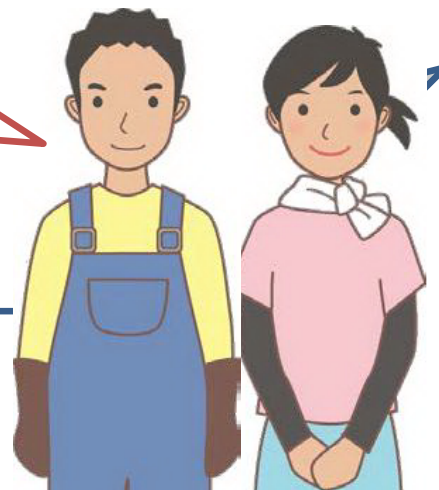
- 価格下落を補てんする野菜価格安定制度から収入保険に移っても、
 - ・ **地域が産地要件を満たさなくなることはありません。**
 - ・ **JAの生産部会を脱退したり、出荷先を変更する必要はありません。**

収入減少を補てんするセーフティネットの選択肢が増えて、安心して野菜経営を続けられるね！

収入保険のことは、最寄りの農業共済組合にご相談ください。



農林水産省



収入保険制度の導入について（概要）

- ・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。

※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

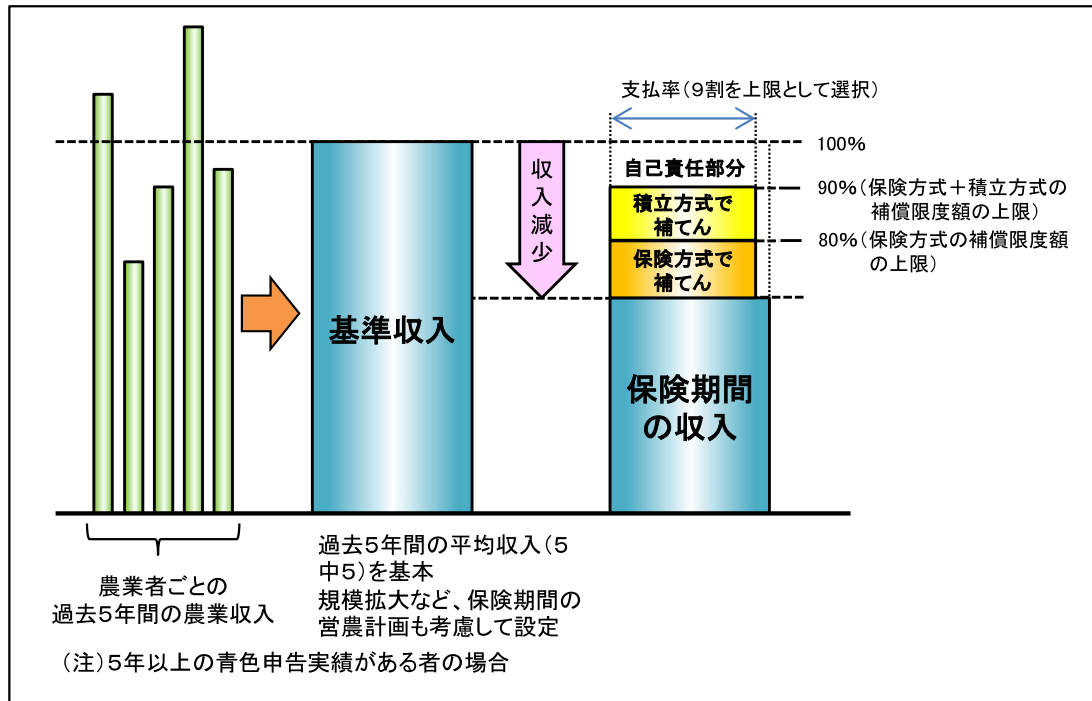
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 (掛捨て) 積立金は、22.5万円 (掛捨てではない)
合計 29.7万円

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金 の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)